

特許権価値評価書

サンプル — 小規模譲渡ケース

対象特許：特許第0000000号

「工具及びその製造方法」

(※実在の特許権とは無関係の架空例です)

評価基準日：202X年XX月XX日

作成日：202X年XX月XX日

知育特許事務所

弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)

目次

本評価書の概要

依頼者	株式会社サンプルテック（架空）
評価対象	特許1件（特許第0000000号）
取引形態	代表取締役個人保有特許の法人への譲渡
評価基準日	202X年XX月XX日
採用手法	ロイヤリティ免除法（RFR法）
作成者	知育特許事務所 弁理士 米田 恵太

第1章 評価の概要	4
1.1 評価の目的	4
1.2 評価対象	4
1.3 評価基準日・使用資料	4
第2章 対象特許の概要	5
2.1 書誌事項	5
2.2 技術内容と事業上の位置づけ	5
2.3 事業上の現状（売上推移）	5
2.4 特許維持コストの構造	6
第3章 評価方法	7
3.1 評価アプローチの選定	7
3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）	7
3.3 ロイヤリティ料率の決定	7
3.4 割引率（WACC+特定リスクプレミアム）	8
3.5 評価期間（経済的耐用年数の考え方）	9
3.6 前提条件	9
第4章 評価の分析と結果	10
4.1 シミュレーション（基準シナリオ）	10
4.2 感度分析	10

4.3	リスク要因の分析と調整後レンジ	11
<hr/>		
第5章	税務・法務上の留意事項	12
<hr/>		
5.1	譲渡に関する留意事項	12
<hr/>		
5.2	税務上の取扱い	12
<hr/>		
第6章	評価の制限事項・免責	13
<hr/>		
別紙1	算定根拠の詳細	15
<hr/>		
別紙2	出典・参照文献	17
<hr/>		

SAMPLE

第1章 評価の概要

1.1 評価の目的

本評価書は、株式会社サンプルテック（以下「依頼者」）が検討している、代表取締役個人保有の特許権（以下「対象特許」）の法人への譲渡にあたり、税務上の説明根拠および適正な譲渡対価の決定に資する参考資料として、対象特許の経済的価値を算定することを目的とする。

本評価は、将来の税務調査等において、譲渡価格が「寄附金（低額譲渡）」または「高額譲渡（役員賞与認定）」に該当しないこと、すなわち独立当事者間取引（Arm's Length Transaction）における適正な時価（Fair Value）に基づく取引であることを疎明するための客観的根拠資料としての利用を想定している。

1.2 評価対象

本評価は特許権単体（特許第0000000号）を対象とする。以下は評価対象に含まれない。

- 事業全体の企業価値（のれん、顧客基盤、人的資産、製造設備等）
- 関連する他の知的財産権（周辺特許、ノウハウ、商標権等）
- 海外での権利保護可能性（本書は日本国内の特許権を前提とする）

1.3 評価基準日・使用資料

項目	内容
評価基準日	202X年XX月XX日
売上推移データ	依頼者提供・直近3期分
特許公報情報	特許第0000000号「工具及びその製造方法」
料金表・年金	特許庁料金表（最新改定版）に基づく維持年金シミュレーション
業界料率データ	経済産業省・特許庁の公的調査報告書（最新版）、および当事務所構築の実施料率データベース（裁判例267件）

第2章 対象特許の概要

2.1 書誌事項

項目	内容
登録番号	特許第0000000号
出願番号	特願20XX-XXXXXX
出願日	20XX年XX月XX日
登録日	20XX年XX月XX日
権利者	個人（依頼者の代表取締役）
請求項数	5項
満了日	20XX年XX月XX日
残存期間（評価基準日時点）	約12年
技術分類	一般機械・工具分野

2.2 技術内容と事業上の位置づけ

対象特許は、依頼者が販売するメンテナンス用工具に組み込まれている専用機構に関する発明である。当該機構により、従来工具と比較して作業時間の短縮および耐久性の向上が実現されている。

当該技術は対象製品の中核的な差別化要素として機能しており、競合他社の汎用工具との価格競争を回避する上で重要な役割を担っている。

2.3 事業上の現状（売上推移）

期	売上高	前年比
3期前	約 24,000 千円	—
2期前	約 22,000 千円	▲8.3%
直近期	約 20,000 千円	▲9.1%

競合製品の台頭およびメンテナンス自動化の進行により、年率約9%の売上漸減トレンドにある。本評価はこの傾向を将来予測に織り込む。

2.4 特許維持コストの構造

本特許（請求項数5）は、特許庁の料金体系に基づき、登録10年目以降の維持年金（特許料）が大幅に上昇する点に留意が必要である。本評価のキャッシュフロー計算ではこのコスト増を織り込む。

期間	年額維持コスト	備考
第1～9年目	約 3万円台以下	軽減措置等の適用期間
第10年目以降	約 8万円以上	法定費用の段階的上昇

将来確定している固定費の増大であり、収益で十分カバー可能であるが、評価上は控除項目として明示的に計上する。

第3章 評価方法

3.1 評価アプローチの選定

知的財産価値評価の一般原則に基づき、以下の3アプローチを比較検討した。

評価手法	概要	採否	判定理由
コストアプローチ (原価法)	開発・出願にかかった過去費用の積算	× 不採用	製品化・収益発生済のため、過去コストのみでは市場価値を過小評価する恐れがある
マーケットアプローチ (取引事例比較法)	類似特許の取引事例と比較する方法	× 不採用	特許は個別性が強く、類似技術の売買事例の抽出が困難
インカムアプローチ (収益還元法・RFR法)	将来CFを現在価値に割り引く方法	○ 採用	売上実績があり、将来収益・維持コストの予測が可能のため最も合理的

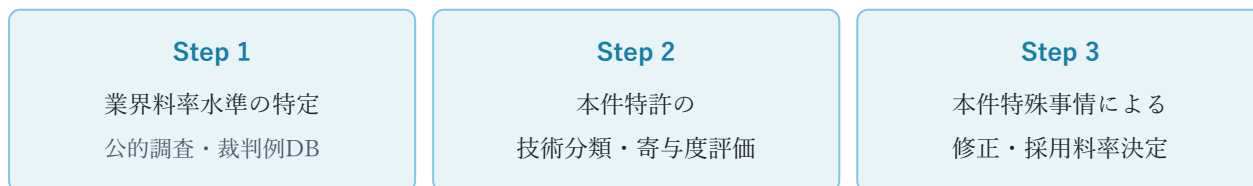
3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）

インカムアプローチの中でも、本件では「ロイヤリティ免除法（Relief-from-Royalty法、以下「RFR法」）」を採用する。本手法は、「もしこの特許を保有していなかったら支払うべきロイヤリティを、自社保有により免除されている」と考え、「節約できたロイヤリティ額」から「維持コスト」を控除した額を特許価値とする手法である。

$$\text{特許価値} = \sum_{t=1}^T (\text{売上高}_t \times \text{想定料率} - \text{維持年金}_t) \times (1 - \text{税率}) / (1 + \text{割引率})^t$$

3.3 ロイヤリティ料率の決定

本件料率は、裁判所の認定実務に従い、以下の3ステップで決定する。



3.3.1 Step 1：業界料率水準の特定

本件は一般機械・工具分野に属する。当該分野における業界料率水準は、複数の公的調査報告書および当事務所構築の実施料率データベースから以下のとおり特定される。

参照ソース	サンプル	料率水準
経済産業省 公的調査報告書 機械・器具分野	複数件	平均 3.5%前後
特許庁 公的調査報告書 機械分野	複数件	平均 2.7%前後
当事務所 実施料率データベース (裁判例267件のうち機械分野関連)	複数件	中央値 3.0%前後

※本サンプルでは個別判例リストは案件守秘の観点から省略。実案件では事件番号・裁判所名・判決日まで明記する。

3.3.2 Step 2：本件特許の技術分類・寄与度評価

本件特許は、対象製品の中核機構を構成し、競合他社の汎用工具との差別化要素として機能している。寄与度は「中～高」と評価する。一方で、形状変更による回避可能性が一定程度存在し、独占性は完全ではない。

3.3.3 Step 3：本件への適用と採用料率の決定

Step 1の業界水準（中央値3.0%前後（経産省3.5%/特許庁2.7%/当事務所3.0~3.5%））を基礎に、Step 2の寄与度評価（中～高）を踏まえて、本件採用料率を以下のとおり決定する。

シナリオ	採用料率	位置づけ
保守的シナリオ	3.0%	業界中央値水準。市場縮小トレンドを織り込んだ下限値
採用値（基準）	3.0%	税務上の安全圏ラインとして採用
標準的シナリオ	4.0%	差別化要素を反映した上限値

3.4 割引率（WACC+特定リスクプレミアム）

本評価における割引率は、以下のとおり10.0%を採用する。

構成要素	水準	根拠
無リスク利率	約 1.0%	10年国債利回り水準

株式リスクプレミアム	約 5.0%~6.0%	日本市場のヒストリカル・リスクプレミアム
サイズプレミアム	約 2.0%~3.0%	中小企業規模を反映
特定リスクプレミアム (CSR)	約 1.0%	特許特有の技術陳腐化リスク・無効化リスク等
採用割引率	10.0%	—

※ 無リスク利子率は財務省公表の長期国債利回りを参照。株式リスクプレミアムは国内証券市場の長期実績データ（公開統計）を参照。サイズプレミアム・CSRは事業規模・技術固有のリスク特性に応じて設定した。

3.5 評価期間（経済的耐用年数の考え方）

特許権の評価期間は、以下の3概念を区別して整理する必要がある。本評価では「経済的耐用年数」を採用する。

概念	本件の値	意味
法定残存期間	約12年	特許法67条に基づく出願日起算20年からの残存
経済的耐用年数（採用）	5年	市場縮小・技術陳腐化を考慮した実質的な収益貢献期間
契約期間	—	本件は譲渡のため契約期間概念は適用されない

法的には約12年残存するが、市場縮小・技術陳腐化を考慮し、保守的に5年を採用する。これにより評価額の下振れリスクを限定する。

3.6 前提条件

条件	内容
権利の有効性	対象特許は有効に存続し、評価基準日時点で無効審判等の係属がないこと
事業継続性	対象製品事業は継続されるが、市場環境変化により売上は漸減傾向にあること
維持コスト負担	譲渡後は法人が特許権者となり、将来発生する特許維持年金は法人が負担すること
税率	法人実効税率30%を仮置き

第4章 評価の分析と結果

4.1 シミュレーション（基準シナリオ）

採用パラメータ（料率3.0%・割引率10.0%・評価期間5年・実効税率30%）に基づき、5年シミュレーションを行った結果を以下に示す。キャッシュフローは保守性確保のため期末発生（期末割引）を前提とする。

項目（千円）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
① 売上高	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000	—
② ロイヤリティ収入相当（料率3%）	600	540	480	420	360	2,400
③ 維持年金コスト	▲50	▲50	▲50	▲50	▲50	▲250
④ 税引前利益（②+③）	+550	+490	+430	+370	+310	+2,150
⑤ 法人税等（30%）	▲165	▲147	▲129	▲111	▲93	▲645
⑥ 税引後利益	+385	+343	+301	+259	+217	+1,505
⑦ 現在価値（割引率10%）	+350	+283	+226	+177	+135	+1,171

基準シナリオでの評価額は約117万円となる（年金▲50/年・5年評価期間内一定で算定）。

4.2 感度分析

主要パラメータ（料率・割引率）が変動した場合の評価額への影響を検証する。

想定料率\割引率	割引率 8%	割引率 10%（基準）	割引率 12%
料率 2.0%（ストレスケース）	+78万円	+72万円	+66万円
料率 3.0%（保守的シナリオ・採用）	+126万円	+117万円	+110万円
料率 4.0%（標準シナリオ）	+174万円	+163万円	+153万円

感度分析の結論：主要パラメータの変動範囲全体において、評価額は約66万円～174万円のレンジに収まる。採用値の「約117万円」はストレスケース（約66万円）と標準シナリオ（約163万円）の中間に位置している。

4.3 リスク要因の分析と調整後レンジ

算定された評価額について、本件特許の技術的・市場的特性を踏まえてリスク調整要因を整理する。

調整要因	内容	評価への影響
維持費の高騰（評価期間外）	10年目以降に年金が約8万円へ上昇するが、本評価期間（5年）内には影響なし。長期保有を前提とする取得側は留意	— 評価期間外
技術の陳腐化	自動化への移行により需要は漸減トレンド。ただし特定用途に特化した専用工具のため一定の需要は維持	▲ 中
代替性	形状変更による回避の可能性はあるものの、ニッチ市場における独自性が参入障壁として機能	▲ 小
市場性の制約	特定用途のため、汎用的な市場流通性（換金性）は限定的	▲ 中

調整後 評価額レンジ

金 1,100,000 円 ~ 1,630,000 円

推奨取引額：約120万円（金1,171,000円）

本評価額は、市場縮小・技術陳腐化リスクを織り込んだ保守的水準である。推奨取引額の「約120万円」は、ストレスケース（約66万円）に対しても十分なバッファを持ち、税務上の「高額譲渡」認定リスクを抑制する保守的水準として位置づけられる。

第5章 税務・法務上の留意事項

5.1 譲渡に関する留意事項

- 移転登録：特許権の譲渡（一般承継を除く）は特許原簿への登録（特許法98条1項1号）が効力発生要件である。本評価額に基づき譲渡契約を締結後、速やかに移転登録手続を行うことを推奨する。
- 残存期間：本件特許の法定残存期間は約12年であるが、経済的耐用年数は5年と評価している。法人取得後の事業計画策定にあたっては、両期間の差異に留意されたい。
- 侵害排除：譲渡完了後、第三者による侵害行為に対する差止請求等の権利行使主体は法人となる。

5.2 税務上の取扱い

税目	取扱い
消費税	個人から法人への特許権譲渡は、譲渡人が消費税課税事業者である場合に課税対象となる（消費税法4条1項・5条1項）。譲渡人が事業者でない個人の場合は不課税（課税対象外）となるが、譲渡人の事業者該当性は別途確認を要する。
法人税 (譲受側)	取得した特許権は無形固定資産として計上し、税務上の耐用年数（8年）で減価償却する（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第三）。
所得税	個人が職務発明等の事業所得・雑所得に該当する場面でなく、事業外で取得・保有していた特許権の譲渡は譲渡所得（所得税法33条）。総合課税の譲渡所得は、譲渡益から特別控除（最大50万円）を差し引いた金額に対し、長期譲渡（5年超保有）の場合は1/2を課税対象とする。発明者本人による取得の場合は所得区分が変わり得るため要個別検討。
源泉徴収	譲渡対価は所得税法204条1項各号に列挙する報酬・料金等に該当しないため、源泉徴収義務はない（使用料・実施料の支払いとは異なる取扱い）。

税務上の最終判断は、依頼者の顧問税理士または所轄税務署と協議のうえ確定されたい。本評価書は税務申告における時価根拠資料として位置づけられる。

第6章 評価の制限事項・免責

6.1 評価の制限事項

- 本評価は、依頼者から提供された資料および公開情報に基づくものであり、提供資料の真正性・完全性については検証の対象外である。
- 本評価は評価基準日時点における経済的価値の推計であり、将来の市場環境変化・技術動向・法制度改正等は反映していない。
- 本評価は特許権単体の経済的価値を算定したものであり、事業全体の企業価値や他の知的財産権の価値は含まない。
- 本評価額は税務上の時価の参考値であり、最終的な譲渡価格を拘束するものではない。実際の譲渡対価は当事者間の交渉および合意により決定される。

6.2 評価者の独立性宣言

本評価書の作成者は、依頼者および対象特許の権利者と利害関係を有しない独立した第三者として、客観的かつ中立的に本評価を実施した。本評価の結論は、評価者の独立した職業的判断に基づくものであり、特定の利害関係者の意向に左右されたものではない。

6.3 免責事項

本評価書の記載は、現時点で入手可能な情報を前提に算定した暫定的な推計値であり、将来の収益や市場動向を保証するものではない。本評価書に依拠した取引等により生じた損害について、評価者は責任を負わない。

本評価書は依頼者および関係当事者の内部検討のみに用いられることを目的とする。依頼者の書面による承諾なく、本評価書の全部または一部を第三者に開示・配布することはできない。ただし、裁判所、官公庁、税務当局その他これに準ずる機関からの正当な開示要請がある場合はこの限りではない。

6.4 評価者の記名

事務所	知育特許事務所
所在地	(事務所所在地)
評価者	弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)
作成日	202X年XX月XX日

SAMPLE

別紙1 算定根拠の詳細

1. 基準売上の算定

過去3期の売上推移（24,000千円→22,000千円→20,000千円）と市場の漸減トレンド（年率約10%）を踏まえ、評価期間5年の各年売上を以下のとおり推計した。

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
推計売上（千円）	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000
前年比	直近期	▲10.0%	▲11.1%	▲12.5%	▲14.3%

2. 採用ロイヤリティ料率の算定

項目	値	根拠
業界料率水準（経産省・機械分野）	平均 3.5%前後	公的調査報告書
業界料率水準（裁判例DB・機械分野）	中央値 3.0%前後	当事務所DB
本件寄与度補正	中～高	差別化要素・回避可能性を勘案
採用料率（基準）	3.0%	業界中央値・保守シナリオ

3. 割引率の詳細

構成要素	水準
無リスク利率（10年国債）	約 1.0%
株式リスクプレミアム	約 5.5%
サイズプレミアム（中小企業）	約 2.5%
特定リスクプレミアム（CSRP）	約 1.0%
採用割引率	10.0%

4. NPV算定式（5年・期末割引）

$$\text{NPV} = \sum_{t=1}^5 (\text{売上}_t \times 3.0\% - \text{維持年金}_t) \times (1 - 0.30) / (1.10)^t$$

≒ 1,171 千円（年金▲50千円/年×5年で一定とした場合）

SAMPLE

別紙2 出典・参照文献

1. 公的データ・調査報告書

- 経済産業省 知的財産のライセンスに関する調査報告（最新版）
- 特許庁 産業財産権制度問題調査研究報告書（知的財産の価値評価関連）
- 特許庁料金表（最新改定版）

2. 当事務所構築データベース

- 実施料率データベース：知的財産権侵害訴訟において相当実施料率が認定された判例 267件を分類・集計したもの。技術分野別・規模別・取引形態別の検索が可能。

（参照した個別判例の詳細リストは、実際の案件評価書に付属する形で別途提供している。本サンプルでは省略する。）

3. 依頼者提供情報

- 対象事業の売上推移データ（直近3期分）
- 対象特許に関する事業状況のヒアリング記録

4. 関連法令

- 特許法（昭和34年法律第121号）
- 所得税法（昭和40年法律第33号）
- 法人税法（昭和40年法律第34号）
- 消費税法（昭和63年法律第108号）

本サンプルについて：本評価書は、弊所の評価書フォーマット・分析手法をご理解いただくためのサンプルであり、すべての数値・固有名詞は架空である。実際の評価書は、ご依頼案件の事業実態・特許の特性・取引形態に応じて個別に作成する。事業収益規模が大きい特許や複数特許のポートフォリオ評価、ライセンス対象案件等については、別途お問い合わせいただきたい。

エグゼクティブサマリー

評価額レンジ

金 1,100,000 円 ~ 1,630,000 円

推奨値：約120万円

区分	料率／割引率	評価額（千円）	位置づけ
下限（保守）	3.0% / 12%	約 1,100	業界中央値水準・割引率上振れ
採用値（基準シナリオ）	3.0% / 10%	約 1,170	業界中央値水準・本件採用前提
上限（標準）	4.0% / 10%	約 1,630	差別化反映時の上限値

本サマリーの読み方：本評価額は、対象特許の事業収益規模（年商約2,000万円）と市場環境（成熟期・漸減トレンド）を踏まえた「個人→法人 譲渡型」の小規模ケースの試算である。事業収益規模が大きい特許（年商億単位）や複数特許のポートフォリオ評価では、評価額は大きく異なる。詳細な前提・算定過程は第3章以降を参照。